

# 特定非営利活動法人 Koshibe Valley 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 Koshibe Valley という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県吉野郡大淀町大字越部 200 番地に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、越部川流域に対して、環境保全及び改善に関する事業を行い、人と自然の調和の地域社会に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 河川及び用水路の定期的清掃事業
  - ② 地域や学校での環境教育及び農業体験事業
  - ③ 農業従事後期高齢者の支援と技術承継
  - ④ 耕作放棄地の整備事業
  - ⑤ 収穫物の販売及び加工事業
  - ⑥ 収穫物を主とした飲食事業
  - ⑦ その他目的を達成するために必要な事業
  - ⑧ SNS 等の配信事業

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

#### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

## 第4章 役員及び職員

### (種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、 1人以上2人以内を副理事長とする。

### (選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

### (職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

### (任期等)

第15条 役員の任期は、 2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### (報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

### 第 5 章 総会

#### (種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

#### (構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度 1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5分の 1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の 2分の 1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があつた場合には、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があつたものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

### (構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

### (権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### (開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

### (招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

### (議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面もしくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)



第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

### (解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

### (残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会において議決した者に譲渡するものとする。

### (合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 9 章 公告の方法

### (公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第 10 章 抛出金品の不返還

### (抛出金品の不返還)

第 54 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第 11 章 雑則

### (細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	横山 照朗
副理事長	樋口 進也
理事	西島 恵歴
理事	山田 誠
理事	福田 康司
監事	小菅 真理

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2027 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から 2026 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- |             |      |        |              |
|-------------|------|--------|--------------|
| (1) 正会員入会金  | 500円 | 正会員会費  | 500円(1年間分)   |
| (2) 賛助会員入会金 | 0円   | 賛助会員会費 | 1,000円(1年間分) |

役員名簿

特定非営利活動法人 Koshibe Valley

役名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	よこやま てるあき 横山 照明		無
理事	ひぐち しんや 樋口 進也		無
理事	にしじま えれき 西島 恵歴		無
理事	やまだ まこと 山田 誠		無
理事	ふくだ こうじ 福田 康司		無
監事	こすげ まり 小菅 真理		無

# 設立趣旨書

## 1 趣旨

- ① 農業従事者の高齢化と離農者の増加による担い手不足、農業人口の減少が用水路の管理、強いては河川の保全と手が回らない状況を引き起こしている。
- ② 河川がひとたび氾濫すると、用水路及び田地畑が荒れ離農に拍車がかかり、耕作放棄地の急増と里山が持つ大切な機能が失われてしまう。
- ③ 源流に目を向け川上から川下までを全体的に捉え、地域全体で管理保全する事で現状を維持しながら改善するよう取り組みを進める。
- ④ 任意団体としての活動実績  
耕作放棄地の整備
  - 1) 住所 奈良県吉野郡大淀町越部 (2,284 m<sup>2</sup>) の復帰作業に令和7年3月着手
  - 2) 住所 奈良県吉野郡大淀町越部 (3,358 m<sup>2</sup>) の復帰作業に令和7年6月着手
- ⑤ 耕作放棄地の整備、里山の間伐に始まり、直結の用水路の清掃、河川との合流箇所での清掃、を中心とした活動に従事し、地域間の連携をとりながら、面的な対応を推進する。
- ⑥ 特定非営利活動法人 Koshibe Valley は、越部川流域の河川・農地・里山の環境保全及び改善に取り組む。
- ⑦ 河川の護岸崩壊や整備不足による河川機能の低下を食い止め、水利を守る農業人口の減少にブレーキをかけ、田上前のつゆ掘り等の活動を含む用水路の保全、河川の環境改善のためのゴミ回収をはじめとした定期的な清掃、河川に関する生態・水質等の調査研究、耕作放棄地や遊休地等の草刈り、里山の間伐、地域や学校での講演会や見学会の開催による環境教育、自然保護の普及啓発に関する事業を行い、地域の生活環境と自然環境の改善に寄与する。
- ⑧ 農作業を通じたものづくりの大切さと「食」を大切にすることを学び、人と自然が調和した地域社会にするために貢献する。
- ⑨ 基盤産業としての「農業」と「自給」の重要性を効果的・継続的に発信し、関係人口の拡充と地域内外の人々の交流促進を通じて、心豊かに生き活きと暮らせる地域の実現を推進する。

## 2 申請に至るまでの経過

2025年3月 奥越の区長含む4名の米農家の方々に越部地域の現状と課題等のヒアリングと農地貸借依頼。

2025年4月 遊休地、耕作放棄地を貸借し、草刈り作業を開始。

越部川の水を採水検査し、農地に適した水質であることを確認。

2025年5月 草刈り作業と同時に、田植え作業を学ぶ。農家、地主の方々との交流の中で、後継者不足からこの10年で農家の消滅から集落の消滅してしまう危機をさらに実感。

2025年7月 大淀町建設産業課と面談し、離農対策と他地域の取組み(基盤整備ほか)の実績の勉強会

2025年 11月 15日

特定非営利活動法人 Koshibe Valley  
設立代表者 横山 照朗

令和7年度事業計画書

成立の日 から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 Koshibe Valley

1 事業実施の方針

設立初年度は、目の前の課題である耕作放棄地を整備しつつ、主に農業の次の担い手にどのように受け継いでいくのかを検討、例えば農業を家業から産業にするための検討をしながら、未来の越部区域のビジョンを地域で共有していくための準備期間とする。地域住民間で課題を共通認識し解決策を検討する場を作り、具体的な計画を策定し、翌年以降の実行につなげていく。  
事業費については当初、草刈りなどの作業費(人件費)、必要機具(草刈り機等)は有志による無償貸借で運営。事業を進めながら補助助成金、クラウドファンディング、寄付寄贈を活用し財源化をはかる予定。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込額(千円)
① <u>河川及び用水路の定期的清掃事業</u>	越部川、水路の清掃 地域住民と打合せ後、実施予定。今年度は実施しない。	事業実施せず	越部区域			0
② <u>地域や学校での環境教育及び農業体験事業</u>	さつまいも収穫祭、やきいもイベント を通して食育農業体験を行う。	2025.12	越部区域	4人	地域内外の子供と大人20名	50
③ <u>農業従事後期高齢者の支援と技術承継</u>	主に農業従事している後期高齢者を作業支援し次世代へ技術承継する仕組み作りをする。	通年	越部区域	4人	地域内の農家10名	0
④ <u>耕作放棄地の整備事業</u>	放棄地の草刈り、採抜、耕運、	通年	越部区域	4人	不特定多数	150
⑤ <u>収穫物の販売及び加工事業</u>	米、野菜、味噌等の販売 次年度以降の収穫物にて実施予定。今年度は実施しない。	事業実施せず	大淀町			0

⑥ <u>収穫物を主 とした飲食 事業</u>	地元収穫物による郷土料理の提供。次年度以降の収穫物にて実施予定。今年度は実施しない。	事業実施 せず	大淀町	4人		0
⑦ <u>その他目的 を達成する ために必要 な事業</u>	開始年度は予定なし。 活動を進める上で必要がでてきた場合、その事業を実行。	随時				0
⑧ <u>SNS 等の配 信事業</u>	大淀町越部区域の取組みと魅力を発信し、翌年度以降の越部作物のブランド化につなげる準備	通年	越部地域	2人		30



令和8年度事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 Koshibe Valley

1 事業実施の方針

2年目は、耕作放棄地整備を継続しつつ、1年目に整備した農地で有機栽培(稲作など)に着手。収穫実績を作ることに集中しながら、年間を通した農作業のサイクルを把握し、次世代に受け継ぐための仕組みを現実化していく。同時に、中山間部の農業と地域を流れる越部川の水質保全の重要性を地域で再認識し、継続的に保全活動をしていくための計画を策定し、翌年以降の実行につなげていく。事業費については引き続き、草刈りなどの作業費(人件費)、必要機具(草刈り機等)は有志による無償貸借で運営。新年度の補助助成金申請、クラウドファンディング、寄付寄贈を活用し財源化をはかる予定。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込額(千円)
① <u>河川及び用水路の定期的清掃事業</u>	越部川、水路の清掃 地域住民と打合せ後、実施予定。	2026.04 以降	越部区域	4人	不特定多数	70
② <u>地域や学校での環境教育及び農業体験事業</u>	たけのこ狩り さつまいも定植 さつまいも収穫祭 を通して食育農業体験を行う	2026.04 2026.05 2026.11	越部区域	4人	地域内外の子供と大人20名	100
③ <u>農業従事後期高齢者の支援と技術承継</u>	主に農業従事している高後期高齢者を作業支援し次世代へ技術承継する仕組み作りをする。	通年	越部区域	4人	越部区域の農家10名	0
④ <u>耕作放棄地の整備事業</u>	放棄地の草刈り、採抜、耕運、	通年	越部区域	4人	不特定多数	150
⑤ <u>収穫物の販売及び加工事業</u>	米、野菜、味噌等の販売 当該年度は栽培に集中し、翌年以降実施予定	事業実施せず	大淀町		不特定多数	0

⑥ <u>収穫物を主 とした飲食 事業</u>	地元収穫物による郷土料理の 提供。当該年度は栽培に集中 し、翌年以降実施予定	事業実施 せず	大淀町		不特定多数	0
⑦ <u>その他目的 を達成する ために必要 な事業</u>	開始年度は予定なし。 活動を進める上で必要がでて きた場合、その事業を実行。	随時				0
⑧ <u>SNS 等の配 信事業</u>	大淀町越部区域の取組みと魅 力を発信し、次年度以降の越 部作物のブランド化につなげ る準備	通年	越部地域	2人		30

設立当初の事業年度 活動予算書  
 設立当初から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人Koshibe Valley  
 (単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	13,000	
賛助会員受取会費	0	
.....	0	
		13,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	220,000	
施設等受入評価益	0	
.....	0	
		220,000
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	
.....	0	
		0
4. 事業収益		
〇〇事業収益	0	
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
.....	0	
		0
経常収益計		233,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
.....	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	0	
施設等評価費用	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
燃料費	60,000	
備品類	150,000	
消耗品	20,000	
その他経費計	230,000	
事業費計		230,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
.....	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
.....	0	
その他経費計	0	
管理費計		0
経常費用計		230,000
当期経常増減額		3,000
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益	0	
.....	0	
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損	0	
.....	0	
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		3,000
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		3,000

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

令和8年度の事業年度 活動予算書  
 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで  
 特定非営利活動法人Koshibe Valley  
 (単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	6,500	
賛助会員受取会費	0	
.....	0	6,500
2 受取寄附金		
受取寄附金	350,000	
施設等受入評価益	0	
.....	0	350,000
3 受取助成金等		
受取民間助成金	0	
.....	0	0
4 事業収益		
〇〇事業収益	0	0
5 その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
.....	0	0
経常収益計		356,500
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
.....	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	0	
施設等評価費用	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
燃料費	150,000	
備品類	150,000	
消耗品	50,000	
その他経費計	350,000	
事業費計		350,000
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
.....	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
.....	0	
その他経費計	0	
管理費計		0
経常費用計		350,000
当期経常増減額		6,500
III 経常外収益		
1 固定資産売却益	0	
.....	0	
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1 過年度損益修正損	0	
.....	0	
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		6,500
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		6,500

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。